平成２５年（フ）第７６４号
広島県安芸郡海田町月見町10番47―507号
破産者　淀川　　斉
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００号
山口県宇部市中村２丁目３番５号　エミグラント101号、住民票上の住所山口県宇部市恩田町３丁目３番15―５号
破産者　益田　一広
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第８号
熊本県玉名郡南関町肥猪1807番地、住民票上の住所熊本県玉名郡和水町藤田336番地１
破産者　森　　廣二
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第８号
大分県速見郡日出町2100番地２
破産者　岡田　利子
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第４６４４号
大阪府吹田市春日２―17―１　サンヴェール千里緑地公園１号棟539号、開始決定時大阪府吹田市江坂町４丁目19番１―216号
破産者　呉村　堅一
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８３号
奈良県大和高田市甘田町11番18―２号イースト・ヴィラⅢ201号、開始決定時の住所奈良県大和高田市田井新町４番１号
破産者　片岡　久枝
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
奈良県橿原市西池尻町500番地の１　アネックス安田101号、前住所奈良県橿原市川西町944番地の40
破産者　石本　京子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第４３８号
札幌市中央区南９条西４丁目７番１―408号
破産者　上山　俊夫
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５７４号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―10―101、破産手続開始時の住所埼玉県上尾市大字原市1026番地９
破産者　原山　幸男
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７５号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―10―101、破産手続開始時の住所埼玉県上尾市大字原市1026番地９
破産者　原山　淑子
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４７号
岐阜県美濃加茂市太田町171番地　ビクトリーマンション505、開始決定時の住所岐阜県美濃加茂市山手町３丁目18番地１
破産者　ラヴィッサンこと　田下　伸也
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第５９号
岐阜県可児市土田3916番地１
破産者　大島　範之
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６６１号
神戸市灘区高羽町５丁目２番２号
破産者　中島　建博
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７号
兵庫県朝来市山東町小谷126番地１
破産者　池本　　實
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
奈良県大和郡山市城町1802番地10
破産者　寺本　仁郎
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２号
広島市安佐南区山本４丁目27番31―３号、開始決定時の住所広島市南区仁保２丁目20番34号
破産者　尾島　富雄
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部